

広島県告示第六百二十四号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定によって、指定自立支援医療機関として次の者を指定した。

平成二十年七月十日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 病院又は診療所

名 称	所在地	自立支援医療の種類	標ぼうしている診療科名	指定自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師の名	指定年月日
医療法人社団 雄知会アクア 心のクリニック	福山市引野町 五丁目二一― 三二	精神通院医療	精神科・心療 内科	古庵 路子 の氏名	平成二〇年 七月一日

二 薬局又は指定訪問看護事業者等

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	指定年月日
おおのうら薬局	廿日市市丸石二丁目一―七四	精神通院医療	平成二〇年七月 一日
康仁薬局 廿日市中央店	廿日市市下平良一丁目三―三六	育成医療・更生医療	平成二〇年七月 一日
アカシア薬局東城店	庄原市東城町川東一四七―三	育成医療・更生医療	平成二〇年七月 一日
あやめ薬局せら店	世羅郡世羅町本郷九四〇―二	育成医療・更生医療	平成二〇年七月 一日